

議案第86号

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用の対象から会計年度任用職員を除く必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葛飾区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

第2条第1項中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。